

山形県リサイクル製品認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が山形県内で製造されるリサイクル製品を認定することで、事業者による開発・製造を奨励してリサイクル産業の育成を図るとともに、リサイクル製品の普及啓発を通じて、県民、事業者及び行政が地域循環システムの形成に向けたパートナーシップを構築し、もって県内における廃棄物の排出抑制並びに循環資源の利用推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「循環資源」とは、廃棄物及び人の活動に伴い副次的に発生し、不要となる物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）のうち、資源として再利用されるものをいう。

2 この要綱において「リサイクル製品」とは、原則的に、主たる原材料が循環資源であって、その原材料とされる循環資源の発生場所が主に県内であるもので、かつ、県内の事業所で製造・加工される製品のうち、品質等が均一であるものをいう。

(認定)

第3条 知事は、リサイクル製品のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める製品を山形県リサイクル製品（以下「認定製品」という。）として認定することができる。

- 一 認定による製品の普及を通じ、県内の廃棄物の排出抑制並びに循環資源利用の進展について、具体的効果が期待できるものであること。
- 二 製品の原材料調達から廃棄に至る各段階における環境影響について、法令等による基準を遵守し、かつ、自主的な環境管理に基づき常に適切な改善を図っていること。
- 三 品質・性能・安全性等について、別に定める山形県リサイクル製品認定制度認定基準に適合していること。
- 四 次の事項について、消費者の便益からみて取り組みが妥当と判断できること。
 - イ 製品普及の促進
 - ロ 情報公開等のコミュニケーション体制
 - ハ 認定された場合に行う表示
- 五 申請時において現に流通している、又は申請の日から6か月以内に販売されることが確実な製品であること。

(申請者)

第4条 認定を申請することができる者は、リサイクル製品の製造又は販売を行うものであって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する者。
- 二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号。以下この号中「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する者。

(申請及び決定)

第5条 認定を希望する事業者は、様式第1号により申請書を作成し、募集期間内に所定の資料を付して知事に申請しなければならない。

2 知事は、募集期間終了後4か月以内に認定の可否等を決定し、申請者に対して理由を付して通知する。決定に当たっては、条件を付することがある。

- 3 前項の規定により認定を決定したときは、当該申請者に対して、様式第2号により認定証を交付する。
- 4 認定を受けた事業者以外の者が、認定期間にある認定製品について認定を受けようとする場合（認定を受けた製品名以外の名称を用いる場合を含む。）は、第1項及び第2項にかかわらず、募集期間以外に申請することができる。この場合、知事は、申請を受けた日から1か月以内に認定の可否等を決定する。

（審査）

- 第6条 リサイクル製品の認定の可否等について審査するため、「山形県リサイクル製品認定・リサイクルシステム認証審査会（以下「審査会」という。）」を設置する。
- 2 審査会の構成、運営等については、別に定める。
 - 3 審査会は、必要に応じ申請者に対してヒアリングを行い、追加資料を求め、又は改善を求めることがある。

（認定期間等）

- 第7条 認定製品の認定期間は5年間とする。ただし、再度認定を受けることを妨げない。
- 2 認定を受けた事業者が再度認定を受けるときは、認定の有効期限前の募集期間中に、第5条により申請しなければならない。
 - 3 前項により更新の申請があった場合、当該認定を決定する期日までは、認定期間にかかわらず認定製品とみなすものとする。再度認定を受けたときは、当該認定年月日の前日をもって従前の認定期間が終了したものとみなす。
 - 4 認定製品の原料となる循環資源、製造工程等製品の品質に影響を及ぼす可能性のある事項に係る変更があるときは、様式第3号により30日以内に知事にその旨を届け出なければならない。
 - 5 認定を受けた事業者は、製品の生産を終了したとき、又は認定継続の意思を失ったときは、様式第4号により認定の取下げを届け出なければならない。

（表示等）

- 第8条 認定を受けた事業者は、別に定める認定マークを認定時の条件に従って包装等に表示しなければならない。
- 2 認定を受けた事業者は、認定マークによる表示が困難な場合、認定時に定める方法により表示することができる。
 - 3 認定を受けた事業者は、認定製品以外の製品への認定マークの使用及び認定製品と誤認する表示や製品名の使用を行ってはならない。
 - 4 本認定を受けた事業者以外の者は、認定マークを使用し、また、認定製品と誤認する表示をしてはならない。

（改善指示等）

- 第9条 知事は、第3条及び前条の規定への違反又は違反の疑いがあると認められる場合は、当該製品に関し、認定を受けた事業者又は製造事業所に対し、必要な報告を求め、また、それらの事務所、事業場等に立ち入り、調査し、改善を指示することができる。

（認定取消）

- 第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
- 一 認定製品が第3条の規定に適合しなくなったとき
 - 二 認定を受けた事業者が第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき
 - 三 認定を受けた事業者が第7条第4項又は同条第5項の規定による届出をしなかったとき
 - 四 認定を受けた事業者が第9条の指示に従わなかったとき

五 認定を受けた事業者が本制度の信用を失墜させる行為を行ったとき

- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を申請者に通知するとともに、その旨を公表することができる。

(認定を受けた事業者の責務)

第11条 認定を受けた事業者は、毎年4月30日までに、前年度の認定製品の販売状況等を様式第5号により知事に報告しなければならない。

- 2 認定を受けた事業者は、本認定の根拠となる情報を積極的に公開するものとする。また、認定製品に関して消費者とのコミュニケーション体制を整備するとともに、消費者からの信頼性の向上並びに協力関係の構築に努めるものとする。
- 3 認定製品に関して、消費者との間に製品の品質・性能・安全性等の問題が発生した場合は、認定を受けた者が責任を持ってその処理をするものとする。

(県の責務)

第12条 県は、調達基本方針に基づき毎年度定める調達方針に掲げる品目に該当する認定製品について、性能、数量、価格等を考慮のうえ優先的な調達に努めるものとする。

- 2 県は、市町村に対して認定製品の周知を図るとともに、認定製品の調達並びに普及の推進を要請する。
- 3 県は、県民及び事業者に対する認定製品の普及啓発を行う。

(県民及び事業者の協力)

第13条 県民及び事業者は、本制度の趣旨を理解し、物品の購入等に際しては、できる限り認定製品を選択するよう努めるものとする。

附則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

この要綱は、平成16年5月13日から施行する。

この要綱は、平成18年5月24日から施行する。

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

この要綱は、平成20年6月13日から施行する。

この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

この要綱は、平成26年4月24日から施行する。

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第4条、第10条第1項第2号及び第5号の規定については、施行の日以降に該当するに至った者について適用する。

この要綱は、平成29年1月11日から施行する。

この要綱は、平成30年1月19日から施行する。

この要綱は、令和元年5月16日から施行する。

この要綱は、令和元年12月24日から施行する。

この要綱は、令和3年5月25日から施行する。

この要綱は、令和6年10月4日から施行する。

この要綱は、令和7年10月6日から施行する。

この要綱は、令和8年7月22日から施行する。